

# 防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市担当の民生委員・児童委員をもって組織される防府市民生委員児童委員協議会及び民生委員法第20条の規定に基づく単位民生委員児童委員協議会（以下「市民児協等」という。）の活動に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象は、市民児協等が実施する事業等とし、その種類及び対象経費は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費
資質向上のための事業	研修会等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、負担金、使用料、賃借料等
普及啓発のための事業	広報等に要する需用費、役務費、使用料、賃借料等
先駆的・モデル的な事業	事業実施に要する報償費、旅費、需用費、役務費、負担金、使用料、賃借料等
その他	市民児協等の適正な事務局運営に要する旅費、需用費、役務費、負担金、使用料、賃借料等

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定めるところにより算出した額の合計額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を受けようとする市民児協等は、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付申請書（第1号様式）に活動計画書（第2号様式）を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付

を決定し、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付決定通知書（第3号様式）により市民児協等に通知する。

（変更等の承認）

第6条 前条の規定による交付決定の通知を受けた市民児協等は、この補助金の交付決定後、補助金の交付対象となる事業等を変更し補助金の追加交付の申請をしようとするときは、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金変更交付申請書（第4号様式）に活動計画書（第2号様式）を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第7条 市長は、前条の変更交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を追加交付することが適当であると認めるときは、防府市民生委員・児童委員協議会等活動補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 市民児協等は、補助金を受けようとするときは、補助金請求書を市長に提出しなければならない。

（活動実施報告）

第9条 市民児協等は、事業を完了したとき若しくは申請した当該年度の末日までに、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金実施報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 支出済額内訳書（第7号様式）

（2） 実施報告書（第8号様式）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は額の確定後、市民児協等からの請求により交付する。ただし、必要があると認められる場合は、交付決定額の全部または一部を概算払いに

より交付することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の精算)

第12条 市民児協等は、概算払いを受け、第10条の規定により通知された確定額を超える額の補助金を既に交付されているときは、その超える部分の額の補助金を市長に返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱又は要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

## 別表（第3条関係）

項目	県補助金	市補助金
地区民生委員児童委員協議会活動補助金	山口県地区民生委員協議会活動助成事業補助金交付要綱による当該年度の補助額	16,600円に各地区委員数を乗じて得た額
防府市民生委員児童委員協議会活動補助金	—	7,100円に委員数を乗じて得た額
防府市市民生委員児童委員協議会運営交付金	—	339,000円

第 1 号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

協議会名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付申請書

このことについて、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

添付書類

活動計画書 (第 2 号様式)

第2号様式

活 動 計 画 書

協議会名		
目 的		
年 月 日	活 動 計 画 (名称、目的及び内容)	支出予定額 (単位：円)
計		

注1 必要に応じて、事業内容のわかるものを添付すること。

2 事業ごとに、名称、目的及び内容を整理して記載すること。

第 3 号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金について、下記のとおり決定したので、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第 4 号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

協議会名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金変更交付申請書

このことについて、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

追加補助金交付申請額	金 _____	円
〔内訳	補助金既交付決定額	金 円
	変更後補助金所要額	金 円

添付書類 活動計画書 (第 2 号様式)



第 5 号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金について、下記のとおり決定したので、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

追加補助金交付決定額 金 円

第6号様式

防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金実施報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

協議会名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業等について、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付要綱第9条の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 支出済額内訳書 (第7号様式)
- 2 実施報告書 (第8号様式)

第7号様式

支出済額内訳書

協議会名				
内 訳	事業名	経費区分	対象経費の 支出済額 (単位：円)	積算内訳

第8号様式

実施報告書

協議会名		
目的		
年月日	活動内容 (名称、目的及び内容)	支出済額 (単位：円)
計		

注1 必要に応じて、事業内容のわかるものを添付すること。

2 活動内容については、事業ごとに、名称、目的、内容、成果及び改善点を整理記載すること。

第9号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金について、防府市民生委員児童委員協議会等活動補助金交付要綱第10条の規定により、補助額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円